

東広島市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針（案）

1 概要

再生可能エネルギーの導入が全国的に拡大する一方で、景観や自然環境への影響、安全に対する不安などから、事業者と地域住民との間でトラブルが発生することが増えている。

これまで設置された太陽光発電設備の多くは、FIT 制度によるもので、こうしたトラブルについては中国経済産業局と連携して対応してきた。今後、FIT 制度による買取り価格の低下や電気代の高騰などで自家消費のための設備が増えることが予想されるが、これらの設備は事業者情報の入手ができず、電気保安上の指導以外には行われないことから、これまでどおりの連携した対応ができないことが市の課題となっている。こうした課題や市民の不安を解消し、環境に配慮した太陽光発電設備の設置を推進するため、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例制定に向けた方向性をとりまとめ、市民等に意見を聞くもの。

2 対応方針（案）

太陽光発電設備が適正に設置されるよう、関係法令やガイドラインを徹底するため、市に対する事業の届出や、それに対して市が助言・指導できるよう条例を制定する。

3 条例制定の内容(案)

（目的）

東広島市の良好な景観の形成及び環境の保全並びに太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民の安全と安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

- (1) 太陽光発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項の再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（以下「発電設備」という。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行うものをいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 地域住民 事業区域から、発電出力 10 キロワット以上 50 キロワット未満の発電設備を設置する場合は 100 メートル、発電出力 50 キロワット以上の発電設備を設置する場合は 300 メートルの範囲に居住する住民をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者

（市の責務）

市は、条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係法令等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障及び災害の防止と魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(適用範囲)

総発電出力 10 キロワット以上の発電設備を設置する事業を実施する事業者を対象とする。ただし、当該発電設備を建築物に設置する場合を除く。

(届出及び協議)

事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、規則で定める事項（※）を届け出て、市長と協議しなければならない。

(近隣関係者への説明)

事業者は、届出後、近隣関係者に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。

事業者は、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

事業者は、説明の結果について、市長に通知しなければならない。

(地域住民への周知及び説明会の開催)

事業者は、地域住民に対して、規則で定める事項を周知するとともに、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要望があったときは、これに対応するよう努めなければならない。

事業者は、周知又は説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

事業者は、周知及び説明の結果について、市長に通知しなければならない。

(事前協議)

事業者は、近隣関係者への説明並びに地域住民への周知又は説明を行うに当たって、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(適正な設置及び管理)

事業者は、発電設備の適正な設置及び管理に努めるものとする。

(指導、助言及び勧告)

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して規則で定めるところにより、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

市長は、必要があると認めるときは、次のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 協議終了の通知を受ける前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。
- (3) 指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(公表)

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

※規則で定める事項

- | |
|--|
| ①事業者の住所、氏名 ②工事着手予定年月日 ③事業区域の所在地、面積
④事業スケジュール ⑤総発電出力 ⑥関係法令の手続きに関する事項
⑦その他市長が認める事項（⑤、⑥及び⑦は、近隣関係者等への説明は要しない。） |
|--|